

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成27年法律第64号）  
第21条に基づく情報の公表について

令和6年8月8日  
こども家庭庁

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条に基づき、当庁における女性の職業選択に資する情報について、以下のとおり公表します。

1 女性に対する職業生活に関する機会の提供

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和5年度採用者数※（ ）は女性で内数	令和5年度女性職員の割合
総合職採用	—	—
一般職採用 （大卒程度試験）	1人（0人）	0.0%
一般職採用 （高卒程度試験）	1人（1人）	100.0%
専門職採用 （大卒程度試験）	—	—
専門職採用 （高卒程度採用）	—	—

※ 小数点第2位四捨五入

※ 各年度4月1日付で採用された者の数。なお、専門職採用は男女別試験の採用を除く。

(2) 職員に占める女性職員の割合

	令和5年度
職員総数	527人
うち女性職員数	225人
女性職員の割合	42.7%

※ 小数点第2位四捨五入

※ 各年度7月1日現在

(3) 管理職に占める女性職員の割合

	令和5年度
常勤職員	17.6%

※ 小数点第2位四捨五入

※ 常勤職員のうち、本庁課室長相当職以上の職員に占める、女性職員の割合。

※ 各年度7月1日現在

(4) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

	令和5年度
指定職相当	33.3%
本省課室長相当職	14.3%
本省課長補佐相当職	27.3%
係長相当職（本省）	32.6%
新たに係長相当職（本省）に昇任	100.0%

※ 小数点第2位四捨五入

※ 各年度7月1日現在

2 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備

(5) 男女別の育児休業取得率

		令和5年度
男性職員	新たに育児休業が可能となった職員数(※1)	13人
	育児休業取得者数	13人
	取得率(※2)	100.0%
女性職員	新たに育児休業が可能となった職員数(※1)	3人
	育児休業取得者数	3人
	取得率(※2)	100.0%

※1 男性は同年度中に子が生まれた職員、女性は同年度中に産後休暇が終了した職員。

※2 分母は、令和5年度中に新たに育児休業が可能となった職員数。

分子は、令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員数

(令和4年度中に新たに育児休業が可能となった職員で、令和5年度中に育児休業を取得した職員を含む)。

(6) 男女別の育児休業取得期間の分布状況

取得期間	男性職員	女性職員
5日以上2週間未満	—	—
2週間以上1月未満	15.4%	—
1月以上半年未満	76.9%	33.3%
半年以上1年未満	7.7%	33.3%
1年以上	—	33.3%

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

	令和5年度
子が生まれた職員数	13人
配偶者出産休暇使用者(使用率)	11人(84.6%)
育児参加のための休暇使用者(使用率)	11人(84.6%)
5日以上休暇取得者(使用率)	10人(76.9%)